

国立大学法人大分大学教育学部門人事連絡協議会細則

平成28年12月28日制定
平成28年細則第38号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学教育学部門における教育学部に係る教員選考規程（平成28年規程第85号）第2条第2項及び国立大学法人大分大学教育学部門における教育学研究科に係る教員選考規程（平成28年規程第87号）第2条第2項の規定により、国立大学法人大分大学教育学部門人事会議（以下「人事会議」という。）に係る関係事務の円滑な遂行のために設置する、国立大学法人大分大学教育学部門人事連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育学部門に所属する教員の任用（昇任を含む。）に関する事項
- (2) 教育学部及び教育学研究科の教員の配置に関する事項
- (3) その他教育学部門に所属する教員の人事管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育学部門長
- (2) 教育学部に係る教育学部門副部門長
- (3) 教育学研究科に係る教育学部門副部門長
- (4) 講座主担当の教員 各1人
- (5) 教育実践総合センター主担当の教員 1人
- (6) 教育学研究科主担当の教員 1人

2 前項第4号から第6号までの委員は、人事会議の議に基づき、教育学部門長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、教育学部門長をもって充てる。

2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより協議会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の協議会において報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育学部門長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年教育学部門細則第1号)

この細則は、令和4年9月14日から施行する。